

指定医療機関に対する指導及び検査の実施要領

改正	平成 9 年	4 月 1 1 日	医福第 1 2 9 号
改正	平成 1 0 年	4 月 9 日	医福第 7 1 号
改正	平成 1 9 年	6 月 2 2 日	社福第 3 5 6 号
改正	平成 2 3 年	5 月 1 0 日	社福第 1 4 2 号
改正	平成 2 4 年	4 月 9 日	社福第 4 0 号
改正	平成 2 8 年	4 月 1 3 日	社福第 7 1 号
改正	平成 2 8 年	7 月 2 8 日	社福第 5 4 9 号
改正	平成 3 0 年	1 月 3 1 日	社福第 1 2 8 8 号
改正	令和 4 年	3 月 3 1 日	社福第 1 0 5 8 号

1 指定医療機関に対する指導

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

(2) 指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類とする。

ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、周知徹底を図り緊密な連携によって医療扶助の適正な運営・円滑な推進を図るため、次の方法により行う。

(ア) 県本庁

- a 県医師会等と定期的に医療扶助連絡会を開催する。
- b 必要に応じ、県医師会等と連携し、医療扶助講習会等集合指導（詳細は別途定める。）を行う。

(イ) 福祉事務所

- a 管内の実情に応じて、適宜医療扶助連絡会を開催する。
- b 新規指定医療機関及び指定更新を行った医療機関に対しては、通知書交付時に「指定医療機関等の手引き」を送付し、制度等の周知を行う。

イ 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。

(ア) 指導対象指定医療機関の選定基準

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定することとする。

- a 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関
- b 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関
- c 検査の結果、一定期間後に個別指導が必要と認められた指定医療機関
- d 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関
 - ・ 請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い指定医療機関
 - ・ 被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書の1件あたりの平均点数が高い指定医療機関
- e その他、特に個別指導が必要と認められる以下に該当する指定医療機関
 - ・ 診療内容又は診療報酬請求に問題が認められる指定医療機関
 - ・ 1ヶ月あたりの被保護者の診療報酬請求の件数が多い指定医療機関
 - ・ 入院外平均点数10,000点以上の指定医療機関
 - ・ 入院平均点数100,000点以上の指定医療機関
 - ・ 被保護者の病状調査に非協力的な指定医療機関
 - ・ 過誤請求や医療券等に基づかない請求が多い指定医療機関
 - ・ 頻回受診者が多い指定医療機関
 - ・ 長期入院、長期外来患者が比較的多い指定医療機関
 - ・ 医療要否意見書等の医療扶助事務関係書類の提出が遅い、又は記載内容に問題がある指定医療機関
 - ・ 入院患者から、制度で認められていない個人負担金を徴収している指定医療機関
 - ・ 社会的入院と判断できる患者が多い指定医療機関
 - ・ 制度に理解を示さず、行政の要請に応じない指定医療機関
 - ・ 長期間又は開設以来個別指導を実施していない指定医療機関
 - ・ 上記のほか福祉事務所長が必要と認めた指定医療機関

(イ) 指導対象候補指定医療機関の選定

- a 福祉事務所長は、(ア)の選定基準により、嘱託医の意見を参考として、管内指定医療機関の中から3箇所程度を選定し、「別紙様式1」により県本庁へ報告する。
報告期限については、別途通知する。
- b 県本庁は、診療報酬明細書の知事審査結果等から指導を必要とする指定医療機関を選定することができるものとする。

(ウ) 指導対象指定医療機関の決定

前記(イ)により選定された指定医療機関の中から決定する。
なお、必要があるときは、県医師会等に意見を求めることができる。

(エ) 指導の方法

- a 被保護者の医療給付に関する事務、診療状況等について、診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、懇談指導を行う。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行う。
- b 実地指導を原則とする。
- c 精神科病院指導については、精神疾患入院患者実態把握個別検討を行う。

(オ) 主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
医療扶助受給者に対する援助の充実	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に自立支援医療（精神通院医療 法第58条）適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。(2) 医師、看護師等医療従事者は、適正な人数を確保されているか。(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は適切に行われているか。(6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。 特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことをしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

(カ) 指導班の編成

- a 県本庁の職員及び嘱託医
- b 福祉事務所の関係職員及び嘱託医（立会い）
- c 県医師会、県歯科医師会及び郡市医師会（協力）

(キ) 実施通知

県本庁は、指導対象となる指定医療機関等に対して、個別指導の目的、日時、場所、出席者、準備すべき書類を指導日の2か月前を目途に通知する。

(ク) 指導後の措置等

a 再指導

個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に対して再指導を行うこととする。なお、被保護者からの受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に指定医療機関の再指導を行うこととする。

b 要検査

個別指導の結果、下記2（2）に定める検査対象の選定項目に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行うこととする。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができるものとする。

c 指導結果の通知等

指導の結果については、対象指定医療機関、関係福祉事務所、県医師会等に対し、文書で（県医師会等には集計結果を）通知する。

なお、指導結果を通知する際に、改善報告書及び返還同意書等必要な書類を併せて送付することとする。

d 改善報告書等の提出

関係福祉事務所長は、指導事項に留意し、その改善に努めるものとする。なお、事務処理等が著しく適切を欠く場合（診療報酬の返還措置等）は文書で改善報告を求めることとする。

e その他

県医師会等には、改善協力を依頼する。

(ケ) 事前準備

- a 福祉事務所は（ウ）により決定された指定医療機関に係る下記資料を整備し、別途通知期日までに県本庁へ提出する。

(a) 問題ケース一覧（別紙様式2）

(b) 選定時直近3箇月分の診療報酬明細書、医療要否意見書及び傷病届の写し（患者ごとにまとめる。）

(c) 精神疾患関係については、被保護精神障害者入院患者個別検討票（一次検討）

- b 県本庁は診療報酬明細書の知事審査決定医療費の状況、精神科病院月報及び過去の指導状況等必要な資料を作成し、aにより福祉事務所から提出された資料とともに検討し、対象指定医療機関の個別的内容を明確にする。

2 指定医療機関に対する検査

(1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者に係る診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底させ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

(2) 検査対象の選定

検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- ア 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られない場合
- イ 個別指導を正当な理由なく拒否する場合
- ウ 診療内容又は診療報酬の請求に不正又は著しい不当があると疑うに足りる理由がある場合

(3) 検査の方法

被保護者にかかる診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行い、必要に応じ被保護者についての調査も併せて行う。

(4) 実施時期

実施日等については、対象医療機関、福祉事務所及び県医師会等に文書で通知する。

(5) 検査班の編成

原則として次の編成とし、法第84条の4第1項に該当すると認められる場合には、厚生労働省と共同で行うことを検討する。

- ア 県本庁の職員及び嘱託医
- イ 福祉事務所の関係職員及び嘱託医（立会い）
- ウ 県医師会等及び郡市医師会（協力）

(6) 検査後の措置等

ア 検査結果の通知及び報告書の提出

(ア) 検査の結果は、後日、文書によってその通知を行う。

(イ) 検査を受けた指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求める。（指定の取消しを行う指定医療機関を除く）

イ 行政上の措置

不正又は不当が認められる場合は、事案の軽重に従い、指定取消、戒告、注意の行政措置を行う。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができるものとする。

ウ 聴聞等

指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

なお、聴聞の実施に当たっては、熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年10月1日規則第45号）に従って行うものとする。

エ 経済上の措置

（ア）知事は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、速やかに支払基金等に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除する等の措置を行う。

ただし、当該指定医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させる等の措置を行う。

（イ）指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置を行う。

（7）厚生労働大臣への通知

知事は、指定医療機関について指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法（大正11年法律第70号）第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、法第83条の2に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知する。

指導対象候補指定医療機関

福祉事務所名

整理番号	医療機関名	医療機関コード	候補に選定した理由		令和〇年〇月～令和〇年〇月支払基金審査分										個別指導 実施状況(評価) ※県本庁で記載	選定箇所 ※県本庁 で記載	備考
			選定基準 ※1	問題点	入院				入院外								
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩			
					3ヶ月間の 延べ件数	平均 件数 (/月)	3ヶ月間の 合計金額 (食費を除く)	平均金額 (/件)	3ヶ月間の 延べ件数	平均 件数 (/月)	3ヶ月間の 合計金額	平均金額 (/件)	3ヶ月間の 合計日数	平均日数 (/件)			
						①/3		③/①		⑤/3		⑦/⑤		⑨/⑤			
1							0		#DIV/0!		0		#DIV/0!		#DIV/0!		
2							0		#DIV/0!		0		#DIV/0!		#DIV/0!		
3							0		#DIV/0!		0		#DIV/0!		#DIV/0!		

※1 実施要領1-(2)-イ-(ア) a から n のうち該当するものを記載してください。

(ア)指導対象指定医療機関の選定基準

- a 診療に特異傾向があるもの
- b 診療の請求内容及び取扱いに問題があるもの
- c 改善指示の確認、継続指導を必要とするもの
- d 患者の処遇に問題があるもの
- e 長期入院、長期外来患者が比較的多いもの
- f 委託患者が多いもの
- g 入院外平均点数 10,000点以上のもの
- h 入院平均点数 100,000点以上のもの
- i 医療要否意見書の傷病名が未整理、主治医意見が不十分のもの
- j 医療要否意見書の提出が遅いもの
- k 入院外実日数が平均15日以上のもの
- l その他医療扶助運営上問題があるもの
- m 長期間又は開設以来個別指導を実施していない指定医療機関
- n 上記のほか福祉事務所長が必要と認めたもの

問題ケース一覧(指定医療機関名 _____)

_____ 福祉事務所

番号	患者名 (年齢)	傷病名	患者処遇上の問題点
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			